

厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会の会議等の公開について

1 会議の公開・非公開について

委員会の会議は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第31条第3項及び厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）第26の規定により、公開するものとしています。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができます。

- (1) 非公開情報に該当する事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

⇒事務局（案）

当委員会の審議事項については、非公開情報には該当せず、また会議の適正な運営に支障が生ずるとも認められないことから、公開するものとします。

2 会議録の形式について

本市の附属機関の運営については、厚木市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に定められており、同要綱第5条第4項において、会議の審議経過等が明確になるよう会議録を作成すること、また、会議録の形式について、当該附属機関の決定により選択するものとすることが定められています。

決定する内容は次の2点です。

- (1) 発言者の氏名の記載の有無
- (2) 発言の全内容を記載する形式又は発言内容を要約する形式の別

⇒事務局（案）

発言者の氏名については記載するものとします。また、会議録の形式については、審議経過等の明確化を図るため、発言内容を要約する形式とします。